

民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集(誘致型)にかかる質問事項

	カテゴリー	質問	回答
1	建築工事・インフラ	既存工作物の解体撤去とフェンス設置の費用は区が負担するとのことですが、解体工事は貴区が発注し、更地(現状有姿)になってから当方に引き渡されるのでしょうか。それとも当方が解体工事も含めて施工し、貴区に費用を請求するスキームでしょうか。また電気・ガス・上下水道の当該敷地(貸付範囲内)への引き込み工事は、どちらの費用負担になりますでしょうか。	既存工作物の解体撤去およびフェンス設置については、整備事業者が実施し、当該費用を区に請求するスキームを想定しています。また、電気・ガス・上下水道の敷地内への引込工事に係る費用は、整備事業者の負担とします。
2	建築工事・インフラ	セキュリティフェンスの設置場所は区画内、または隣地境界線と区画の間のどちらでしょうか。	警報システム付きフェンスは共用するものではなく、放置自転車等保管所が使用するものになるので、放置自転車等保管所敷地内に設置することになります。なお、学童クラブ側の敷地内には、境界付近に学童クラブ用の擁壁（フェンス）を設置していただきます。当該設置費用についても区が負担します。
3	建築工事・インフラ	『現状有姿渡しにて貸付』とありますが、着工後の掘削等により、事前の調査では判明しなかった地中障害物や土壌汚染が発見された場合、その撤去・浄化費用は区・整備事業者のどちらが負担することになりますでしょうか。	整備地において、地中埋設物、既存構造物の基礎、コンクリート塊、配管、がれきその他これらに類するものが発見された場合であっても、通常の土地利用・施工において想定される範囲のもの、または撤去、移設、処分若しくは施工方法の変更が軽微なものについては、事業者の負担により対応していただきます。 ただし、規模、数量、性状または処分方法等に照らして事業者に過度の負担を生じさせると区が認める大規模な地中埋設物や土壌汚染等が発見された場合には、区と事業者が対応方法及び費用負担について協議することになります。
4	運営・付加機能	『地域需要を満たす機能の付加・併設のご提案』について、仮に学童クラブ以外の付加機能を設ける場合、そのスペース分の建築費は全額自己負担(施設創設経費補助の対象外)という認識でよろしいでしょうか。また、付加機能の運営における光熱水費等の按分等について、区の指定するルールはありますか。	学童クラブ以外の付加機能に係る整備費用については、専用区画として整備する場合、躯体部分を除き、施設創設経費補助の対象外とします。また、付加機能に係る光熱水費等については、区として特段の按分ルールは定めていませんが、面積や利用時間等を踏まえ、合理的かつ適切に按分してください。
5	運営・付加機能	送迎バスを使用する場合、敷地内に駐車場を設けてもよろしいでしょうか。	送迎バス用の駐車場を敷地内に設けることは可能です。
6	運営・付加機能	優先受入校である松丘小学校から当該施設までの引率について、区や学校側で推奨・あるいは危険箇所として指定しているルートは現時点でありますでしょうか。人員配置を検討するための参考として伺いたいです。	現時点において、区が指定する通学ルートはありません。ただし、開所に向けた事前調整の中で、児童の安全確保の観点から、区または学校がルートを指定する場合があります。
7	募集要項記載内容	本案件の対象児童について、「施設整備及び運営にかかる基本的事項(別紙1)」にて「小学校1年生」という記載がございますが、将来的に対象児童館の学年が変更となる計画はございますか。(例:小3まで受け入れる等)	記載に誤りがありました。正しくは「小学校1年生から小学校3年生まで」です。なお、当該資料については修正済みのものに差し替えています。
8	提出書類	募集要項の6.応募手続 3応募書類の提出 ※個人情報に関する部分のみ黒マジック等で塗抹を行ってください、という記載がございますが応募書類No.6、8、9の書類に関しては個人情報が多く含まれます。こちらの書類に関しては正本は塗抹不要、副本は塗抹必要の認識でよいでしょうか。副本は正本のコピーと記載がありましたので確認させていただきたくおもいます。	一般的に公開されているような情報であれば、塗抹は不要です。住所等については塗抹していただいて差し支えありませんが、経歴や年齢等については塗抹不要です。なお、情報開示請求があった場合でも、応募書類の内容については原則として非開示となります。
9	提出書類	応募書類の放課後健全育成事業の実績(応募書類様式2)の件ですが施設数が多いため別紙での提出で問題ないでしょうか。	問題ありません。その場合は、書類作成要領に基づき、別紙に書類名称を明記のうえ提出してください。